



石光商事株式会社
S.ISHIMITSU & CO.,LTD.

証券コード：2750

第74期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 | 2024年6月26日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所 | 神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号
シマブンコーポレーション本社ビル
4階 ホール

決議事項 | 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2024年6月25日(火曜日)午後5時30分まで

株主総会にご来場の株主様へのお土産は配布ございません。
体調がすぐれない場合には、ご無理なさらず来場をお控え
いただき、郵送又は電磁的方法にて議決権の事前行使をご検
討ください。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/2750/>



経営理念

ともに考え ともに働き ともに栄えよう

私たち石光商事グループは
社会に必要とされ続ける企業、
社会から愛され続ける企業を目指します。
日本で、そして世界で、
私たちは食の幸せに貢献します。

目次

● 第74期定時株主総会招集ご通知	2	● 事業報告	16
● 株主総会参考書類	9	● 連結計算書類	32
第1号議案 取締役6名選任の件	9	● 計算書類	34
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	14	● 監査報告書	36
		● 株主メモ	42
		● 中期経営計画進捗	43

株 主 各 位

証券コード 2750
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日2024年5月31日)

神戸市灘区岩屋南町4番40号
石光商事株式会社
代表取締役社長 石 脇 智 広

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第74期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.ishimitsu.co.jp/ir/library/other/>



また、上記のほかインターネット上の東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

以下のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（4～5頁）に従いまして、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ① **日時** 2024年6月26日（水曜日） 午前10時
② **場所** 神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号
シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

③ 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第74期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第74期連結計算書類監査結果報告の件

-
- 決議事項** 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

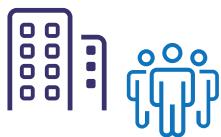
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ・ノーネクタイ）にて実施させていただきますので、株主のみなさまにおかれましても軽装でご出席いただけますようお願い申し上げます。
- ◎ インターネットによるライブ配信をご視聴の場合は、本招集ご通知の4～5頁の記載方法に従って、お早めに議決権の行使をお願いいたします。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト（<https://www.ishimitsu.co.jp/ir/library/other/>）に掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2024年6月25日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2024年6月25日(火曜日) 午後5時30分入力分まで

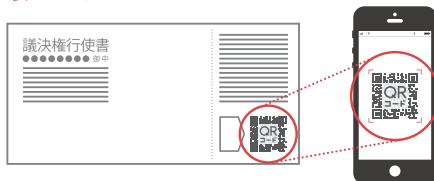
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

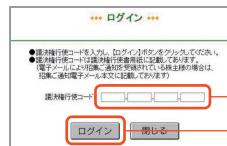
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

インターネットによるライブ配信のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、以下のようにインターネットによるライブ配信を実施するとともに、株主のみなさまからの事前質問を承っております。併せてご利用ください。なお、ご視聴は株主様ご本人のみとし、同じIDでの同時ログインはできませんので、あらかじめご了承ください。

ライブ配信をご視聴される株主様は、会社法上の出席に該当せず、当日の議決権行使や質問はできません。あらかじめ、書面又はインターネットの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

配信日時

2024年6月26日(水曜日) 午前10時から

*開会前の午前9時30分から接続可能となります。

視聴方法

【1】パソコン、タブレット端末、スマートフォン等により、下記の URL または QR コードを使用し、「株主総会ライブ配信サイト」にアクセスしてください。

<https://2750.ksoukai.jp>



【2】ID 及びパスワードを入力する画面が表示されます。

ID 株主番号 (議決権行使書用紙に記載の9桁の数字)
パスワード 郵便番号 (議決権行使書用紙に記載の7桁の数字)

【ご参考】議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置

The image shows a proxy voting form for '〇〇〇株式会社' (Company Name). It includes a table for voting on various resolutions, a section for the shareholder's name and address, and a QR code for login. Red boxes and arrows highlight the '株主番号 (9桁の数字)' (Shareholder Number, 9-digit number) and '郵便番号 (7桁の数字)' (Postal Code, 7-digit number) fields. The form also contains instructions for using the proxy voting system.

【3】以降は画面の指示に従って操作し、ご視聴ください。

お問い合わせ先

ライブ配信またはログインに関するお問い合わせは、議決権行使書をお手元にご準備の上、下記にお問い合わせください。なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ・インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ・株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声トラブル等のトラブルに関するお問い合わせ

三井住友信託
バーチャル株主総会
サポート専用ダイヤル



0120-782-041

(受付時間午前9時～午後5時 土日休日を除く。)

ご視聴に関する留意事項

- ・やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ishimitsu.co.jp/>) にてお知らせいたします。
- ・ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ・インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・本ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

● 株主総会へご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し、会場後方からとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。

事前質問のご案内

事前に質問をする場合

受付期間

2024年6月5日（水曜日）から
2024年6月14日（金曜日）まで



専用ウェブサイト

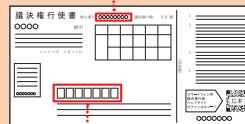
<https://2750.ksoukai.jp>



ご利用方法

- 1 ログイン画面に
下記 ID・パスワードを入力し、
「ログイン」ボタンをクリック。
- 2 「事前質問を行う」
ボタンをクリックし、
ご質問をご入力ください。

ID：議決権行使書紙に記載の株主番号



パスワード：議決権行使書紙に記載の
郵便番号



ログインに係るお問い合わせ先

0120 - 782 - 041

[受付時間 午前9時～午後5時]
※土日休日を除く

指定の専用ウェブサイトより、本株主総会の報告事項及び決議事項に関して、事前にご質問頂けます。

事前ご質問に関する留意事項

- ・ご質問は、株主様一人につき1問までとさせていただきます。
- ・ご質問フォームには、300文字の入力制限がございます。
- ・事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われるご質問につきまして、本定時株主総会当日に回答させて頂く予定です。
- ・すべてのご質問に対して回答するものはございません。また、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号		氏 名	当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	再任	いしわき ともひろ 石 脇 智 広	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	再任	なかの あきお 中 埜 晶 夫	取締役副社長	100% (14回/14回)
3	再任	あらかわ まさおみ 荒 川 正 臣	取締役 東京支店長	100% (14回/14回)
4	新任	おくの ひろつぐ 奥 野 裕 二	経営役 管理部長	—
5	再任	社外 独立 ももせ のりこ 百 瀬 則 子	取締役	100% (14回/14回)
6	再任	社外 独立 おざわ まこと 小 澤 真	取締役	100% (10回/10回) ※

※印は、2023年6月29日就任以降開催の取締役会への出席状況であります。

1

いしわき ともひろ
石脇 智広

(1969年12月23日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1999年4月 関西アライドコーヒーロースターズ(株)入社
- 2001年3月 当社入社 研究開発室長
- 2012年6月 当社執行役員 研究開発室長
- 2014年6月 当社取締役 執行役員 研究開発室長
- 2015年4月 当社取締役 執行役員 コーヒー・飲料部門長
兼研究開発室長
- 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員研究開発室長
- 2019年4月 当社代表取締役社長 (現任)

● 重要な兼職の状況

石光商貿 (上海) 有限公司董事長

● 取締役候補者とした理由

石脇智広氏は、研究開発・品質保証に関する豊富な知識と経験を有し、様々な分野からコーヒー文化の普及に尽力しております。2012年に執行役員として業務執行に携わり、2014年から取締役として企業経営に参画。2016年に代表取締役就任とともに、「世界の食の幸せに貢献する」を理念とする中期経営計画を立案し、優れたリーダーシップで持続的な成長、社会的価値と企業価値の両立に努めております。

また、2022年に立案した中期経営計画「SHINE2024」では、ROIC経営を中心とした新たな施策を打ち出すなど、更なる企業価値向上に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者いたしました。

再任

所有する
当社株式の数

31,598株

2

なかの あきお
中埜 晶夫

(1953年9月4日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1976年4月 (株)日本長期信用銀行 (現 (株)SBI新生銀行)入行
- 2004年11月 イーグル工業(株)入社
- 2010年7月 (株)雪国まいたけ入社
- 2011年9月 当社入社
- 2012年6月 当社執行役員 海外事業副部門長
- 2013年6月 当社取締役執行役員 経営企画室長
- 2015年4月 当社取締役執行役員 経営刷新室長
- 2016年6月 当社取締役副社長執行役員 経営刷新室長
- 2018年4月 当社取締役副社長執行役員
- 2019年4月 当社取締役副社長 海外事業部門長
- 2021年4月 当社取締役副社長 (現任)

● 取締役候補者とした理由

中埜晶夫氏は、金融機関及び事業会社で為替等の市場業務、経営機関連事務局、海外でのM&Aを含む事業再編等の豊富な知識と経験を有しております。2012年に執行役員として、海外子会社立ち上げ等の業務執行に携わり、2013年から取締役として、中期経営計画の立案・事業構築、グローバルビジネスの推進、財務健全・強化に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者いたしました。

再任

所有する
当社株式の数

56,509株

3

あらかわ まさおみ
荒川 正臣

(1975年11月27日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 当社入社
2017年4月 当社コーヒー・飲料部門 コーヒー生豆カテゴリーマネージャー
2019年4月 当社コーヒー・飲料副部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー
2020年4月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー
2020年7月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー兼東京支店長
2021年4月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長
2022年6月 当社取締役 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長
2024年4月 当社取締役 東京支店長 (現任)

● 取締役候補者とした理由

荒川正臣氏は、入社から一貫してコーヒー・飲料事業に従事し、コーヒー業界における豊富な知識と経験を有しております。2020年に経営役コーヒー・飲料部門長として業務執行に携り、2022年から当社取締役として企業経営に参画。2024年より全営業部を管掌し、中期経営計画の達成に向けた営業施策の推進に取り組んでおります。

これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者いたしました。

再任

所有する
当社株式の数

10,022株

4

おくの ひろつぐ
奥野 裕二

(1963年1月18日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 シャープ株式会社入社
2021年2月 当社入社
2021年4月 当社管理部門長補佐兼コーポレートチームリーダー
2022年4月 当社管理部門長
2023年4月 当社経営役 管理部門長
2024年4月 当社経営役 管理部長 (現任)

● 取締役候補者とした理由

奥野裕二氏は、事業会社の営業本部における長年の営業企画経験を有し、また、機能部門におけるリスクマネジメントと内部統制の全社対応、並びに内部監査に関する深い見識も有しております。2022年から管理部門長として管理部門全体を統括し、2023年からは経営役として業務執行に参画しております。2024年より管理部を牽引するとともに、当社の人財価値・企業価値向上とコーポレート・ガバナンス体制強化への貢献を期待しております。

これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者いたしました。

新任

所有する
当社株式の数

1,000株

5

百瀬 則子

(1956年12月15日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年3月 ユニー(株)入社
 2003年2月 同社環境部長
 2013年2月 ユニーグループ・ホールディングス(株)
 (現 ㈱ファミリーマート)
 業務本部グループ環境社会貢献部長
 2014年5月 同社執行役員 グループ業務本部グループ
 環境社会貢献部長
 2017年9月 ユニー・ファミリーマートホールディング
 ス(株) (現 ㈱ファミリーマート)
 執行役員 総務人事本部CSR・コンプラ
 イアンス部長
 2020年4月 ワタミ(株)執行役員 SDGs推進本部長
 (現任)
 2022年6月 当社取締役 (現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

百瀬則子氏は流通業において、食品・容器包装リサイクルの取り組みを行ってきました。2022年に取締役就任してからは、高い知見をもとに業務執行に対する監督などの役割を果たしていただいています。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待しており、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

● 独立性について

百瀬則子氏は、社外取締役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認される場合、引き続き独立役員とする予定であります。

再任

社外取締役

独立役員

所有する
当社株式の数

一株

6

小澤 真

(1959年7月21日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年4月 味の素(株)入社
 2011年4月 ヤマキ(株)執行役員 家庭用事業部長
 2013年6月 当社取締役上席執行役員 家庭用事業部
 長
 2015年7月 当社取締役常務執行役員
 2022年7月 同社顧問
 2023年6月 当社取締役 (現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小澤真氏は、食品業界において長年マーケットとして活躍しており、広報・広告についても幅広い知見・経験を有しております。2023年に取締役に就任してからは、高い知見をもとに業務執行に対する監督などの役割を果たしていただいています。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待しており、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

● 独立性について

小澤真氏は、社外取締役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認される場合、引き続き独立役員とする予定であります。

再任

社外取締役

独立役員

所有する
当社株式の数

一株

取締役候補者に関する特記事項

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する最低限度額であります。社外取締役候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の就任又は再任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、候補者の任期中である2024年7月1日に当該保険契約を更新する予定にしております。

当社取締役に求める専門性及び経験

候補番号	氏名	会社経営・事業戦略	営業・マーケティング	HR・労務	財務・会計	法務・内部統制・リスクマネジメント	国際性・多様性	ESG・サステナビリティ・CSV	科学技術・IT
1	石脇 智広	●		●				●	●
2	中埜 晶夫	●			●	●	●		
3	荒川 正臣		●				●	●	
4	奥野 裕二		●	●		●			
5	百瀬 則子		●			●		●	
6	小澤 真	●	●					●	

* 上記一覧表は各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本決議は、河野安善氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

この
河野
やすよし
安善
(1952年12月15日生)

● 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年7月 足立公認会計士事務所入社
1981年2月 税理士登録
1990年10月 河野安善税理士事務所開設

● 補欠社外監査役候補者とした理由

河野安善氏は、会社経営に関与したことはありませんが、税理士として培われた専門的な知識・経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査役候補者として選任をお願いするものであります。

社外監査役

所有する
当社株式の数

1,000株

補欠監査役候補者に関する特記事項

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低限度額であります。河野安善氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の就任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

ご参考

当社の「社外役員の独立性判断基準」

当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）に独立性を有しているものと判断します。

1. 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行者等ではないこと。
2. 当社の主要株主又はその業務執行者等ではないこと。
3. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等ではないこと。
4. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等ではないこと。
5. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者等ではないこと。
6. 当社グループから取締役を受け入れている企業グループの業務執行者等ではないこと。
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者ではないこと。
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等（法人・組合等の団体の場合はその団体に所属する者）ではないこと。
9. 現在及び過去3年間に於いて、上記2～8に掲げる者ではないこと。
10. 上記1～9に掲げる者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族ではないこと。
11. 当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。
12. 当社の社外役員として、通算の在任期間が8年を超えないこと又は通算の在任期間が8年を超えない者であっても当社における勤務の状況から実質的な独立性に疑義が生じていないこと。

- (注) 1. 「当社グループ」とは、当社及び当社の関係会社をいう。
2. 「業務執行者等」とは、取締役・監査役（社外役員除く）、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人。
3. 「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
4. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における（連結）売上高2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
5. 「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループの直近事業年度における（連結）売上高2%以上を当社グループに対して支払いを行っている者をいう。
6. 「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。
7. 「多額の金銭」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上又は団体の場合は過去3事業年度の平均で、その団体の（連結）売上高の2%以上をいう。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が「5類」に引き下げられて以降、経済活動の正常化が一層進み、景気は緩やかな回復傾向をたどりました。その一方でロシア・ウクライナ戦争の長期化や米国等の金融引き締め政策に伴う影響など、我が国の景気を下押しするリスクも見られております。

海外に関しては、米国は雇用・所得環境の改善により引き続き個人消費等が堅調に推移しております。欧州、中国においては、個人消費の回復が低迷する等、依然として景気は足踏みないし減速傾向にある模様です。

当社グループの主力マーケットである食品業界におきましては、外食産業は人手不足や原材料の高騰等の影響を受けておりますが、個人消費の回復やインバウンド需要により、売上が昨年に比べて増加しております。

当社グループの業績に影響を与える為替相場におきましては、期初1ドルあたり133円台で始まり、日米の金融政策の違いに関する思惑からドル高円安傾向が強まり、151円台まで円安が進みました。その後、日銀の金融政策修正の観測が高まり、加えて米国の早期利下げ観測も相まって141円台まで円高が進みましたが、米国の経済指標が市場の予想を上回ったことを背景に再びドル高円安傾向が強まり、期末では151円台となりました。

コーヒー業界におきましては、コーヒー相場は期初1ポンドあたり170.50セントからスタートし、投機筋の思惑買いにより一時的に200セントを超えました。その後最大生産国であるブラジルの生産量が前年比増産見込みであることにより一時下落しましたが、ロブスタの供給不足や減産予想により投機筋の動きが優勢となり3月末では188.85セントとなりました。

このような状況の中、当社グループは、前連結会計年度からスタートさせた中期経営計画「SHINE2024」で掲げているROIC経営、GHG（温室効果ガス）の削減と社会課題解決商品の開発に重点を置いた事業拡大、社内体制強化に積極的に取り組み、事業の持続的成長を目指しております。当連結会計年度においては、一部の子会社において足もとのコーヒー相場の影響を受けた収益環境の悪化により、前年同期比で減益を余儀なくされましたが、当社に関し、外食業界の需要回復に加えて円安の影響による仕入価格の上昇を販売価格引き上げに繋げたことに伴い、売上高、利益ともに順調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度においては、売上高は62,025百万円（前年同期比5.2%増加）、売上総利益は8,182百万円（前年同期比7.3%増加）、営業利益は1,654百万円（前年同期比25.6%増加）、経常利益は1,741百万円（前年同期比34.5%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,049百万円（前年同期比32.5%増加）となりました。

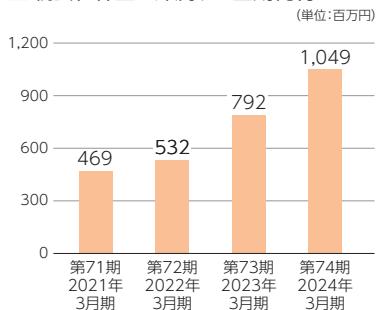
■ 売上高



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



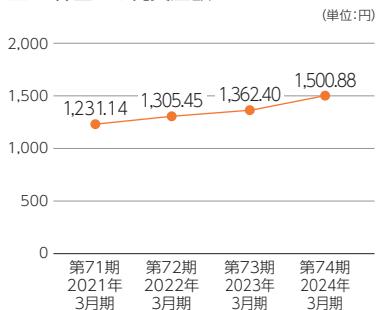
■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産 / 純資産



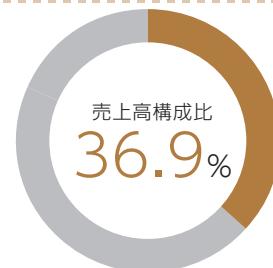
■ 1株当たり純資産額



コーヒー・飲料事業

売上高

228億9千万円



● コーヒー飲料原料

コーヒー生豆は、コーヒー相場の高騰及び円安により販売価格は上昇しておりますが、顧客の商流変更、著しい価格競争を避けていること、前年同期にスポット販売した顧客への売上が今期なかったことにより、売上高が減少いたしました。

飲料原料は、円安により販売価格が上昇したことに加え、飲料メーカー向けの販売が好調だったことにより売上高が増加いたしました。

その結果、コーヒー飲料原料の売上高は前年同期比0.4%の微減となりました。



● コーヒー飲料製品

アフターコロナにより外食需要・観光産業向けレギュラーコーヒーなどの業務用需要は回復基調ですが、これまでのコーヒー相場高騰及び円安傾向に伴う値上げやリニューアルの影響で、主要顧客への販売が振るわず、また主要顧客との取引形態の変更も影響しました。

その結果、コーヒー飲料製品の売上高は前年同期比0.0%、横ばいとなりました。

これらの理由により、コーヒー・飲料事業の売上高は22,890百万円と前年同期比0.2%の微減となり、売上総利益は3,453百万円と前年同期比6.7%の増加となりました。

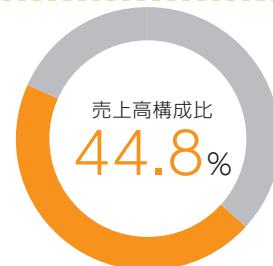


GHG削減に向けた取り組み/緑肥での対策

食品事業

売上高

278.9 億円



加工食品

ドライ商品は、量販店向けの野菜缶詰、メーカー原料・産業給食・老健向けへのフルーツ缶詰等の販売が増加し、各商品群の価格改定も進み、売上高は前年同期比17.7%増加いたしました。

フローズン商品は、中国産ポテトの取り扱いが増加し、既存の量販惣菜業態、小売業態・外食業態への販売が増加傾向で推移し、大型商品の価格改定・市場の復調もあり、売上高は前年同期比8.7%増加いたしました。

メーカー商品は、顧客の商流変更などもありましたが、ドライ・フローズンともに、昨年落ち込んだ外食向けの販売が回復に向かい、売上高は前年同期比2.3%増加いたしました。

その結果、加工食品全体の売上高は前年同期比8.4%増加いたしました。

水産

主力のエビ関連は、需要先によりまちまちで売上高は横ばいに推移しました。イカ関連は、工場で使用されるイカの原料販売が増加したことにより、売上高が増加いたしました。また、水産調理冷蔵関連は、量販・中食業態向け商品の販売が増加したことにより、売上高が増加いたしました。一方で、タコ関連は、価格高騰の影響により既存得意先の需要が減退し、売上高が減少いたしました。

その結果、水産の売上高は前年同期比0.3%の微減となりました。



端材（タコの首）を活用した商品開発（タコのから揚げ）

調理冷蔵

調理冷蔵は中食業態向けに商品提案を実施いたしました。中でも大きな伸びは原料販売となりました。その一方で大口顧客での商品切り替えにより唐揚げ商品の販売数量が減少となりました。

その結果、調理冷蔵の売上高は前年同期比11.7%増加いたしました。

農産

生鮮野菜は国産玉葱の台湾向け輸出が大きく減少いたしました。また、得意先のメニュー変更もあり、玉葱、牛蒡の生鮮野菜は販売数量、売上高ともに減少いたしました。

農産加工品は、トマトペースト、たけのこ加工品、蓮根加工品において新規得意先の開拓が進んだことに加え、輸入コスト上昇により販売単価が上昇したことにより売上高が増加いたしました。

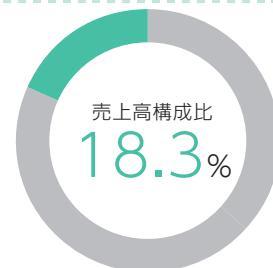
その結果、農産の売上高は前年同期比5.2%減少いたしました。

これらの理由により食品事業の売上高は27,809百万円と前年同期比3.0%の増加となり、売上総利益は3,566百万円と前年同期比11.8%の増加となりました。

海外事業

売上高

113億2千5百万円



海外現地法人の事業拡大に加え、EUにおける日本食マーケットの成長をうまく取り入れることができたことや、英国で設立した合併会社の効果も相まって、欧州向けの輸出が大幅に増加し、売上高は伸長いたしました。

なお、中国現地法人において販売シェアは伸びているものの、国内経済の不況に加えて競争激化、足もとのコーヒー相場の影響により利益率が下落しております。

その結果、海外事業の売上高は11,325百万円と前年同期比25.1%の増加となり、売上総利益は1,162百万円と前年同期比2.9%の減少となりました。



野生コウノトリ復帰に貢献するお米の輸出



事業が拡大している中国現地法人

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に完成した主要設備

貿易システム再構築

108百万円（2023年10月稼働・リース資産）

連結会計年度中において継続中の主要な設備の新設

2022年3月期より計画中であった関西アライドコーヒーロースターズ(株)（連結子会社）の新工場建設について、当初投資金額2,200百万円を見込んでおりましたが、設備スペック及び工事計画の見直し、さらに建築資材の高騰の影響等により、投資額は未定としております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況に関しましては特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	当連結会計年度 2024年3月期
売上高（百万円）	40,512	46,729	58,972	62,025
経常利益（百万円）	837	793	1,295	1,741
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	469	532	792	1,049
1株当たり当期純利益	60円95銭	69円10銭	102円63銭	135円62銭
総資産（百万円）	27,142	30,846	36,174	36,682
純資産（百万円）	12,208	12,753	13,306	13,239
1株当たり純資産額	1,231円14銭	1,305円45銭	1,362円40銭	1,500円88銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 2022年3月期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、2022年3月期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、ミッションとして「世界の食の幸せに貢献する」を掲げ、永く続く会社＝200年企業を目指しております。当社グループは2022年度から中期経営計画「SHINE2024」（3ヶ年計画）をスタートさせ、「少しでも多くの、少しでも大きな食の幸せを創る」ことを目標にROIC経営、GHG（温室効果ガス）の削減と社会課題解決商品の開発に重点を置いた事業拡大、社内体制強化に積極的に取り組んでおります。今後も引き続き事業の持続的成長を目指すため、以下を課題として挙げ、対処してまいります。

① サステナビリティと事業成長

- ・GXを軸とした商品開発、ビジネスモデル変革、収益追求
- ・社会課題、環境課題への対策推進
- ・パートナー企業との高度な事業連携

② 事業管理高度化

- ・投資効率管理の向上（ROIC経営導入の推進）
- ・投下資本利益率（ROIC）、自己資本当期純利益率（ROE）、株価純資産倍率（PBR）等の定量目標の達成
- ・非財務情報の定量化、積極的開示による信頼度向上

③ DX推進・AI活用

- ・業務の抜本的見直し
- ・社員のリスクリングによる育成

④ 人財力強化・エンゲージメント向上

- ・多様な人財の活躍推進（女性管理職比率、障がい者雇用率等の定量目標の達成）
- ・人財育成体制の構築

⑤ グループ力強化

- ・本社機能の専門化とグループ各社との連携強化、一体的発展
- ・グループ内人事交流の活性化
- ・新たなフィールドへの挑戦（欧州拠点等）

とりわけ「SHINE2024」の最終年度にあたる2025年3月期は、以下の3点に注力してまいります。

- ・⑤の一環として、2024年10月に誕生する新生「アライドコーヒーロースターズ株式会社」の事業の強化推進
- ・人財力強化、人財の多様化の推進、なかんずく女性活躍
- ・動揺する相場環境の中での収益の安定確保、PBR=1以上に向け正のROEスプレッド確保

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の出資比率（％）	主要な事業内容
ユーエスフーズ(株)	50百万円	100.0	コーヒー生豆の販売
関西アライドコーヒーロースターズ(株)	330百万円	70.9	コーヒー生豆の焙煎及びレギュラーコーヒー・インスタントコーヒーの加工受託
石光商貿（上海）有限公司	千U.S.\$ 1,500	100.0	コーヒー及び食品の販売
THAI ISHIMITSU CO.,LTD. (注)	千BAHT4,000	49.0	コーヒー及び食品の販売
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited (注)	千INR64,000	50.0	紅茶製品の製造販売
東京アライドコーヒーロースターズ(株)	314百万円	72.6	コーヒー生豆の焙煎及びレギュラーコーヒーの加工・販売

(注) 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは主な事業としてコーヒー及び食品の販売を行っており、その部門別の主要品目等は次のとおりであります。

事業別	主要品目等
コーヒー・飲料事業	コーヒー生豆、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒー、紅茶等茶類、コーヒー関連器具・備品
食品事業	瓶・缶詰、小麦加工品、調味料、乳製品、油脂、酒類、素材加工品（水産・畜産・農産）、調理加工品、生鮮野菜、野菜缶詰、塩蔵野菜、農産加工品
海外事業	上記品目

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

名称	所在地	
当社	本社	兵庫県神戸市
	東京支店	東京都品川区
	福岡支店	福岡県福岡市
	名古屋支店	愛知県名古屋市
	札幌支店	北海道札幌市
ユーエスフーズ(株)	本社	東京都足立区
関西アライドコーヒーロースターズ(株)	本社	兵庫県神戸市
	大阪工場	大阪府大阪市
石光商貿（上海）有限公司	本社	中華人民共和国上海市
THAI ISHIMITSU CO., LTD.	本社	タイ王国バンコク市
東京アライドコーヒーロースターズ(株)	本社	東京都大田区
	横浜工場	神奈川県横浜市
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited	本社	インド共和国コルカタ市
Atariya-Ishimitsu UK Limited	本社	英国 ロンドン市

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減数
482名 (131名)	21名 (19名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は()内に平均人員を外書で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	3,959百万円
(株)三菱UFJ銀行	1,999百万円
(株)みなと銀行	1,195百万円
(株)りそな銀行	1,090百万円

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 …………… 22,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 …………… 8,000,000株
(自己株式255,703株含む)
- (3) 株主数 …………… 5,044名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
マリンフード(株)	418 千株	5.4 %
石光商事従業員持株会	380	4.9
(株)三井住友銀行	252	3.3
石光輝男	238	3.1
駒澤孝江	216	2.8
日米珈琲(株)	204	2.6
(株)トーホー	200	2.6
(株)みなと銀行	194	2.5
丸紅(株)	192	2.5
石光輝信	179	2.3

- (注) 1. 当社は自己株式を255,703株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数(255,703株)を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	22,198株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 脇 智 広	石光商貿（上海）有限公司董事長
取締役副社長	中 埜 晶 夫	
取締役	本 間 孝 三	事業改革推進本部長
取締役	小 野 智 昭	東京アライドコーヒーロースターズ ^(株) 代表取締役社長 関西アライドコーヒーロースターズ ^(株) 代表取締役社長
取締役	荒 川 正 臣	コーヒー・飲料部門長
取締役	百 瀬 則 子	
取締役	小 澤 真	
常勤監査役	吉 川 宗 利	
監査役	藤 井 啓 吾	
監査役	板 垣 克 己	

- (注) 1. 取締役 百瀬則子氏及び小澤真氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 藤井啓吾氏及び板垣克己氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 吉川宗利氏は、当社の経営全般にわたる豊富な経験と、財務・会計に対する幅広い知見を有しており、監査役 藤井啓吾氏は、教職に通じ会社関連の法務に通暁しているのみならず、金融機関における豊富な知見を有しており、監査役 板垣克己氏は、わが国を代表する化学メーカー及びそのグループ会社にて長く財務・会計等の管理業務を経験し、また海外含めグループ会社のCFO、監査役にも携わり、豊富な知見を有しております。3名ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、百瀬則子氏、小澤真氏、藤井啓吾氏及び板垣克己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 新任 2023年6月29日開催の第73期定時株主総会において、小澤真氏が取締役に、吉川宗利氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 - ② 退任 2023年6月29日開催の第73期定時株主総会の終結の時をもって、取締役吉川宗利氏、取締役近藤直氏及び監査役 草場鉄郎氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役・監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	百瀬 則子	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、CSV、ESGへの取り組みに関する豊富な経験と知識から、SDGsの観点で適宜発言を行っております。期待される役割については、独立した立場から経営について高度な助言及び監督に努めております。
取締役	小澤 真	取締役就任後開催の取締役会10回全てに出席し、食品業界で長年培ったマーケティング、広報・広告に関する豊富な経験と知識から、適宜発言を行っております。期待される役割については、独立した立場から経営について高度な助言及び監督に努めております。
監査役	藤井 啓吾	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	板垣 克己	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を5回行っております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その内容は当社の取締役の報酬を、企業としての社会的責任を果たしつつ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、社会等における様々なバランスを考慮し、また人材確保の視点で競争力を保ち、各職責を踏まえた適正な水準とすることです。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての金銭報酬及び同株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

取締役の基本報酬・業績連動報酬を含めた種類別の報酬額・報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、社外取締役を主要メンバーとする報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会に答申するものとしています。

報酬の種類ごとに、基本報酬については、月例の固定報酬とし、職務内容・責任、世間水準及び従業員との整合性を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、報酬諮問委員会が個別の基本報酬についてチェックを行い、取締役会で決定されます。業績連動報酬等については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、定量目標及び定性目標の達成度を反映させて算出した報酬とし、毎年、一定の時期に支給します。業績連動報酬等の内一定割合を金銭報酬、残りを取締役退任時までの譲渡制限付株式、すなわち非金銭報酬としています。業績連動報酬等の評価のための各目標項目の達成及び実績度合の評定の目安は報酬諮問委員会から示されます。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の基本報酬の額は、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含んでおりません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。

当社監査役の基本報酬の額は、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を、過半数の委員が社外取締役で構成される報酬諮問委員会がチェックを行った上で取締役会に諮り、報酬案に対する全出席役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬別の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	非金銭報酬等	
取締役	111,270	87,450	7,860	15,960	9
(うち社外取締役)	(9,450)	(9,450)	(-)	(-)	(3)
監査役	19,800	19,800	-	-	4
(うち社外監査役)	(8,400)	(8,400)	-	-	(2)

- (注) 1. 上記報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。
 2. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2023年6月29日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでいるためであります。
 3. 吉川宗利氏は、第73期定時株主総会において取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数及び支給額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。

- ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、取締役(社外取締役は除く)に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額(又は数)の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、業績との連動性を明確にし、取締役の成果を図るにあたり最適であるとの判断から、各事業年度の連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績を指標としており、各取締役の役割、貢献度等を総合的に判断し、報酬諮問委員会において検討し取締役会において決定しております。当事業年度を含む業績指標の推移は1.(4)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主のみなさまと一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しており、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対して普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。

当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付として、譲渡制限解除は取締役退任時を原則とします。

また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は、基本報酬を含めて年額250百万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年35,000株以内とします。なお、その交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	報酬額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,236千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にこれらの合計額を記載しております。
3. 上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として12,900千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「海外子会社管理に関するアドバイザーサービス」についての対価を支払っております。当該対価は、上記(2)会計監査人の報酬等の額②に含まれております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する適切な利益還元を最重要課題の一つとして位置づけ、業績に応じ、かつ安定した配当を行うことを基本方針とし、以下の3点を目標に掲げております。

- (1) 実質的な収益力反映と平準化により調整したEPSに対する連結配当性向の目標を25%程度とすること
- (2) 株主目線に立ち、中期経営計画に基づきPBRの漸次引上げを図るよう、時価ベースのDOEと簿価ベースのDOEの両方について十分に目配りすること
- (3) 今後の投資計画を見据え、内部留保の拡充・有効活用による企業競争力の強化、株主価値の向上との適切なバランスを考慮すること

2024年5月17日開催の取締役会において、第74期の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただくことを決議いたしました。

当期の1株当たり配当額	金30円
配当総額	232,328,910円
効力発生日	2024年6月5日

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	28,130,565	流動負債	18,883,743
現金及び預金	5,302,876	支払手形及び買掛金	8,707,744
受取手形及び売掛金	12,340,661	短期借入金	5,823,911
商品及び製品	6,320,714	1年内償還予定の社債	56,000
未着商品	2,338,933	1年内返済予定の長期借入金	1,392,060
仕掛品	45,038	リース債務	215,828
原材料及び貯蔵品	1,010,390	未払金	1,845,531
その他	775,300	未払法人税等	389,970
貸倒引当金	△3,348	未払消費税等	23,335
		契約負債	42,660
		賞与引当金	239,406
		役員賞与引当金	22,200
		その他	125,094
固定資産	8,549,632	固定負債	4,559,421
有形固定資産	6,320,868	社債	92,000
建物及び構築物	1,567,158	長期借入金	2,725,850
機械装置及び運搬具	879,696	リース債務	714,351
土地	3,156,471	繰延税金負債	368,011
リース資産	596,328	退職給付に係る負債	400,376
その他	121,214	役員退職慰労引当金	2,666
		長期未払金	77,893
無形固定資産	364,475	資産除去債務	129,949
リース資産	262,907	その他	48,322
その他	101,568	負債合計	23,443,164
投資その他の資産	1,864,287	純資産の部	
投資有価証券	1,393,680	株主資本	11,183,664
繰延税金資産	52,538	資本金	623,200
その他	485,795	資本剰余金	891,878
貸倒引当金	△67,726	利益剰余金	9,762,801
		自己株式	△94,215
繰延資産	2,357	その他の包括利益累計額	439,558
社債発行費	2,357	その他有価証券評価差額金	231,650
		繰延ヘッジ損益	140,240
		為替換算調整勘定	67,666
資産合計	36,682,554	非支配株主持分	1,616,167
		純資産合計	13,239,389
		負債純資産合計	36,682,554

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		62,025,489
売上原価		53,843,346
売上総利益		8,182,142
販売費及び一般管理費		6,527,466
営業利益		1,654,676
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,487	
持分法による投資利益	17,220	
受取賃貸料	21,260	
社宅使用料	20,229	
為替差益	70,571	
その他	41,416	194,186
営業外費用		
支払利息	95,210	
その他	11,928	107,139
経常利益		1,741,723
特別利益		
固定資産売却益	325	
投資有価証券売却益	104,121	
補助金収入	92,362	196,808
特別損失		
固定資産除却損	2,612	
固定資産圧縮損	87,026	
減損損失	161,935	251,574
税金等調整前当期純利益		1,686,957
法人税、住民税及び事業税	566,841	
法人税等調整額	23,266	590,107
当期純利益		1,096,849
非支配株主に帰属する当期純利益		47,278
親会社株主に帰属する当期純利益		1,049,571

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	21,047,696
現金及び預金	3,278,098
受取手形	201,818
売掛金	9,043,912
商品	5,123,589
未着商品	2,338,933
前払費用	65,718
未収入金	520,187
その他	479,136
貸倒引当金	△3,698
固定資産	5,375,290
有形固定資産	2,783,932
建物	860,384
構築物	3,815
機械及び装置	3,608
工具器具備品	4,449
土地	1,800,795
リース資産	76,260
その他	34,618
無形固定資産	277,849
ソフトウェア	9,532
リース資産	262,907
その他	5,410
投資その他の資産	2,313,508
投資有価証券	434,982
関係会社株式	1,463,463
出資金	36,737
関係会社出資金	37,860
長期貸付金	845
破産更生債権等	373,163
長期前払費用	2,313
敷金保証金	169,094
その他	34,376
貸倒引当金	△239,329
繰延資産	2,357
社債発行費	2,357
資産合計	26,425,344

科目	金額
負債の部	
流動負債	15,559,471
支払手形	13,524
買掛金	6,024,637
短期借入金	5,716,000
1年内償還予定の社債	56,000
1年内返済予定の長期借入金	1,389,060
リース債務	92,056
未払金	1,504,306
未払費用	41,344
未払法人税等	325,197
契約負債	4,970
関係会社預り金	125,000
預り金	15,906
前受収益	1,980
賞与引当金	212,707
役員賞与引当金	22,200
その他	14,581
固定負債	3,404,085
社債	92,000
長期借入金	2,725,850
リース債務	267,469
繰延税金負債	253,440
退職給付引当金	17,148
長期未払金	76
その他	48,100
負債合計	18,963,556
純資産の部	
株主資本	7,142,634
資本金	623,200
資本剰余金	366,532
資本準備金	357,000
その他資本剰余金	9,532
利益剰余金	6,247,117
利益準備金	84,700
その他利益剰余金	6,162,417
固定資産圧縮積立金	542,951
別途積立金	2,857,000
繰越利益剰余金	2,762,466
自己株式	△94,215
評価・換算差額等	319,153
その他有価証券評価差額金	178,912
繰延ヘッジ損益	140,240
純資産合計	7,461,787
負債純資産合計	26,425,344

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		51,423,695
売上原価		45,269,061
売上総利益		6,154,634
販売費及び一般管理費		4,999,712
営業利益		1,154,921
営業外収益		
受取利息及び配当金	341,542	
受取賃貸料	91,388	
為替差益	31,069	
その他	57,043	521,043
営業外費用		
支払利息	73,777	
賃貸収入原価	18,854	
貸倒引当金繰入額	89,111	
その他	24,838	206,582
経常利益		1,469,383
特別利益		
投資有価証券売却益	104,121	104,121
特別損失		
固定資産除却損	2,185	
関係会社株式評価損	38,592	40,778
税引前当期純利益		1,532,725
法人税、住民税及び事業税	444,276	
法人税等調整額	△33,131	411,144
当期純利益		1,121,580

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

石光商事株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千原 徹也指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂 雄一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石光商事株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石光商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

石光商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千原 徹也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂 雄一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石光商事株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

石光商事株式会社監査役会

常勤監査役 吉川宗利 ㊟

監査役 藤井啓吾 ㊟

監査役 板垣克己 ㊟

(注) 監査役藤井啓吾及び監査役板垣克己は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

中期経営計画 SHINE2024

ミッション「世界の食の幸せに貢献する」200年企業を目指す 「2030年」のありたい姿に向けて



- ・ガバナンスの土台…プライム市場上場会社に匹敵するレベル
グループ会社の適切な統制と一体的発展
- ・エンゲージメント向上の土台…新たな働き方、リカレントへの積極的支援等による
従業員エンゲージメント向上への取り組み
- ・ビジネスの土台…GHG（温室効果ガス）を削減しながらの企業成長、社会的課題
解決のビジネス化、事業拡大の体制づくり推進・強化

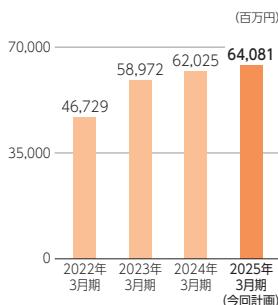
FY2023の進捗

	当初計画値 ()は修正開示後	実績値	
売上高	597億13百万円 (598億68百万円)	620億25百万円	当初計画比 103.9%
営業利益	12億38百万円 (12億55百万円)	16億54百万円	当初計画比 133.6%
経常利益	12億32百万円 (13億40百万円)	17億41百万円	当初計画比 141.3%
親会社株主に帰属 する当期純利益	8億4百万円 (9億00百万円)	10億49百万円	当初計画比 130.5%

FY2024 の計画

売上高

640億81百万円
 前回発表計画 607億86百万円



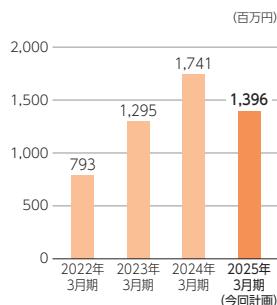
営業利益

14億 4百万円
 前回発表計画 14億72百万円



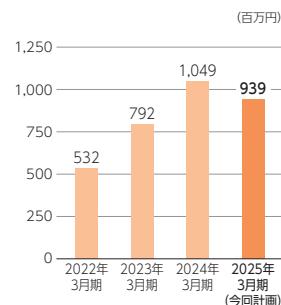
経常利益

13億96百万円
 前回発表計画 14億66百万円



親会社株主に帰属する当期純利益

9億39百万円
 前回発表計画 9億20百万円



FY2024 2030年のありたい姿に向けての取り組み

- (1) サステナビリティと事業成長
 - ➔ GXを軸とした商品開発、ビジネスモデルの変革、収益追求
- (2) 事業管理高度化
 - ➔ 投資効率管理の向上 (ROIC経営導入の推進)
- (3) DX推進・AI活用
 - ➔ 業務の抜本的見直し
- (4) 人財力強化・エンゲージメント向上
 - ➔ 多様な人財の活躍推進
- (5) グループ力強化
 - ➔ グループ各社との連携強化、一体的発展

「コロンビア アモールシリーズ (ダイバースプロジェクト)」商品化しました。

【商品の説明】

コロンビア ウイラ県にある生産者組合に所属する生産者の中で、障がいをもった生産者とその家族によって作られているコーヒーです。

【開発の背景】

コーヒーとして美味しいのはもちろんのこと、障がいの有無に関係なくプロフェッショナルとして活躍する姿にスポットライトを当てたいと思い構想を練り始めました。

コーヒー作りが本当に好きで、「社会の役に立ちながら家族と幸せに生きていきたい」という彼らの願いを実現するため、プロジェクトの収益を使って、彼らが困難を克服するための新たな設備・システム開発に向け現在も議論を重ねています。

【担当者の思い】

初めて生産者の方々とお会いしたとき、この取り組みを受け入れてくれるのだろうか、偽善者と思われるのではないだろうか、と不安で心が重たくなっていたことを思い出します。

しかし、実際に会ってみるとその意識はがらりと変わり、自分が彼らのことを必要以上に「特別視」していたことに気づかされました。彼らはプライドをもって日々コーヒー作りに向き合い、大変な仕事も家族で支え合いながら少しでも社会の役に立ちたいと考えており、そこに他の生産者との違いは何らありません。



そのため、あえて彼らにスポットライトを当てるのが正しいのかは分かりませんが、このコーヒーを手にした人が“今まで考えなかったことを考えるきっかけ”となり、同じような状況の人・その家族の明日が少しだけ明るくなることを願って商品化しました。

最後に商品名のAmorはスペイン語で「愛」を意味します。生産者も消費者も、コーヒーを愛する人皆がこのコーヒーを通じて愛の輪につながってほしいという意味を込めています。

今年お届けする予定の株主優待品について

～生産地から海を越え、多くの人がバトンを繋いで食卓へ～

【商品説明】

コーヒーで結ぶ1杯の幸せを届けたいという想いを込めて作ったドリップタイプのコーヒーになります。コーヒーはダイバースコーヒー（詳細は左頁参照）を使用、焙煎にはGHG排出の削減を可能とするグリーン焙煎を採用しています。今できる事、未来につながる取り組みを形にした商品になります。



【開発の背景】

連結子会社である東京アライドコーヒーロースターズ株式会社（以下、東京アライド）と関西アライドコーヒーロースターズ株式会社（以下、関西アライド）の合併を見据えて、石光グループとして設備・技術・個性をつなげて一つの商品を作るという目的で商品開発を行いました。焙煎は東京アライドで行い、焙煎した豆を関西アライドに運び粉砕と包装を行っています。味づくりは石光商事の検査開発チームと東京アライドの開発チームで協力して作り上げました。

【開発への想い】

この商品コンセプトである「つながり」をどのように表現するかを考えて、今回はパッケージデザインに刺繍加工を施しています。刺繍の技術は帽子や服などにワッペンを縫い付けるといった形で既に日本国内で普及している技術ではありますが、今回は石光商事グループの商品で初めて紙に刺繍加工を施すという事に挑戦しています。

もちろん糸なので、たまにほつれる事もありますが、それは現代社会も同じかもしれません。それでも多様な個性を持つ私たちが手を取り合い、支え合い、繋がり続ける事で、未来に向けて一歩ずつ進んでいくという想いをデザインに込めて作りました。糸が持つ風合いや温さを感じながらコーヒーをおいしく楽しんでいただけると嬉しいです。



株主総会会場ご案内図

会場 シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール

神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号

電話 078-861-7791 (石光商事本社)



交通のご案内

阪神電車本線「岩屋(兵庫県立美術館前)駅」下車 徒歩約3分
JR神戸線「灘駅」下車 南出口徒歩約5分

※株主総会会場には、国道2号線側の正面玄関をご利用ください。

駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。